

[事案 27-208] 減額および解約無効等請求

・平成 28 年 9 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

保険料額や保険金額等を理解せず契約したことを理由に契約を無効とすること、ならびに同契約のために既契約を減額および解約したことを理由に、同減額および解約を無効とすることを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 2 月、終身保険（契約①）を契約し、平成 25 年 11 月、医療保険等（契約②）を契約した。

次に、平成 25 年 12 月、契約①を減額し、減額返戻金をもとに介護保険等（契約③）を締結し、平成 26 年 1 月、医療保険等を申し込んだが未入金により不成立となり、同年 3 月、契約①を解約し、その解約返戻金をもとに、同年 7 月に医療保険等（契約④）を契約した。

契約②ないし契約④は、保険料額や保険金額等を理解せずに契約したので無効としてほしい。また、契約①の減額および解約は、契約②ないし契約④の契約のために行ったので、無効としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約②ないし契約④のいずれも、募集人は設計書を用いて、保障内容、保険料など重要な事項を十分に説明しており、いずれの契約も申立人に錯誤はない。
- (2) 申立人はいずれの契約時も、判断能力に不十分な点はなく、契約①の減額および解約も、申立人の意思にもとづいて行われたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の行為に不適切な点があったかどうかなどを把握するため、申立人および申立人の子、契約②ないし契約④の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約②ないし契約④の無効、または契約①の解約取消しは認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 契約③および契約④の契約に際して、申立人がニーズを有していたかということは必ずしも明らかではなく、近接した時期に医療保険を重ねて契約する必要があったのかという点には疑問がある。
- (2) 申立人は各契約時に判断能力がなかったとまでは認めることはできないが、契約時には 77 歳と高齢であり、契約の内容および自らにとっての必要性を十分に理解することができていたかは疑問がある。